解散公告

当社は解散致しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福岡県春日市光町二丁目二〇七番地

有限会社天野米穀販売店

清算人　天野　敏成

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福岡市博多区中洲四丁目一―三〇―三Ｆ

株式会社煌

代表清算人　笠井　厚士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福岡県福津市福間駅東一丁目三番六号

株式会社オフィスきの

代表清算人　城野　元司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

佐賀県佐賀市兵庫南二丁目一六番一六号

特定非営利活動法人アートフル

清算人　平川　哲男

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

長崎県佐世保市権常寺一丁目一二番二五号

株式会社山本製麺

代表清算人　山本　浩

解散公告

当法人は、令和七年七月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

熊本県熊本市中央区南千反畑町三―七熊本県総合福祉センター内

ＮＰＯ法人きずな互助会

清算人　渡邊　民雄

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

熊本県熊本市北区楠野町字古閑屋敷一三八二番地

一富有限会社

清算人　奥村　和利

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

北海道函館市湯川町三丁目九番二五号

医療法人社団中島胃腸科内科クリニック

清算人　中島　涼子

解散公告（第一回）

当組合は解散したので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

神奈川県厚木市栄町一丁目一番七号

アーベインＳＴＫ栄町ビル六階

神奈中バス労働組合連合会

清算人　澤山　俊明

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

名古屋市中川区豊成町一番地豊成団地第一号棟第一〇二号室

医療法人志誠会福井皮フ科医院

清算人　福井　良昌

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

三重県三重郡菰野町大字菰野二一三一番地

宗教法人智福寺

清算人　木村　昌悟

解散公告（第一回）

当公社は、令和七年九月十二日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

和歌山県海草郡紀美野町動木二八七番地

紀美野町土地開発公社

清算人　細峪　康則

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

長崎県諫早市多良見町化屋七四一番地一

医療法人やの皮ふ科

清算人　矢野　英子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月十二日の責任役員会の決議並びに東京都の認可により令和七年九月十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都世田谷区代田四丁目一〇番二号

宗教法人代田不動堂新恵講

清算人　飯田二三子

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

宮崎市江平西一丁目四番二五号

医療法人社団沖歯科医院

清算人　沖　雅人

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月十日開催の社員総会の決議並びに岩手県知事の認可により、令和七年八月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

岩手県奥州市江刺川原町三番一二号

医療法人社団伊藤内科医院

清算人　伊藤　知夫

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

山形県新庄市大手町二番一〇号

学校法人新庄こひつじ学園

清算人　芳賀　欣一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十八日福島地方裁判所郡山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

（登記簿上の主たる事務所）

福島県郡山市大字牛縊本郷字舘一三四番地

宗教法人宝鏡院

清算人　弁護士　柾谷　智徳

連絡先　福島県郡山市愛宕町三番二六号

柾谷智徳法律事務所